

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 Jリーグセレッソ大阪と連携・協力した人権啓発事業に係る運営業務

2 契約の相手方

株式会社セレッソ大阪

3 随意契約理由

当事業は、スポーツを通じて幅広い年齢層を対象に人権に関する情報を広く発信し、多くの方々に人権尊重の重要性について理解を深め、人権への関心を高めることを目的としている。

スポーツのなかでも、Jリーグは地域密着を基本理念とし、青少年や地域社会等に大きな影響力を有しているため、Jリーグチームと連携を図ることで、より大きな効果が見込まれる。

そのため、本市に所在している唯一のJリーグチームである「セレッソ大阪」と連携・協力して実施する。

以上のことから、セレッソ大阪の運営会社である大阪サッカークラブ株式会社と地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号により特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市人権啓発・相談センター（電話番号：06-6532-7631）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市マイナンバーカード交付業務におけるインターネット来庁予約受付サービス提供業務委託

2 契約の相手方

株式会社アローズネクスト

3 随意契約理由

現行の来庁予約システムは、株式会社アローズネクストのパッケージソフトウェアを使用したシステムであり、他業者が実施するためには、システムの使用許諾の問題はもとより、現行の予約状況等を引継ぎなど技術的にも非常に困難である。

このため、現行システムを引き続き使用する必要がある。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

1 案件名称

女性活躍推進情報発信事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社ママスクエア

3 随意契約理由

本事業では、社会情勢に応じて各年ごとに取り組むべき課題が変化し、課題の変化に伴って発信すべき対象、内容及び効果的な発信手段も変化することから、女性活躍推進に関する最新の実情等を踏まえ、創意工夫による新規コンテンツを作成し、これをウェブサイトや SNS 等で適時・的確に発信することをはじめ、各業務メニューの実施においては、民間事業者による高度の専門性と創造性を求めている。

平成 28 年の女性活躍推進法の施行から現在に至るまで、女性が働きやすい職場環境の整備は広まりつつあるが、男性の家庭参画が普及しなかった結果、育児や家事の負担は依然として女性に偏っており、第 1 子の出産を機に離職する女性が 30%以上存在し、女性管理的職業従事者が政府目標の 30%に達していないなど、女性の継続就労やキャリア形成の阻害は解消されていない。女性活躍を進展させるためには、男性をターゲットにした取組をより積極的に行う必要があり、とりわけ育児・介護休業法に基づく出生時育児休業（産後パパ育休）の運用が本格的にスタートする来年度からは、男性の働き方の見直しや育児休業取得促進に向けた職場環境整備等に資する情報発信を強化していく必要がある。

また、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定・届出等の義務が、労働者数 101 人以上の事業主に拡大されてまだ 1 年しか経っていないことから、引き続き中小企業等が女性活躍に向けた取組を進めるために役立つ情報の強化もあわせて必要となる。

加えて、ウェブサイトに掲載しているコンテンツの総数は年々蓄積により増加しており、その種類やカテゴリについても、来年度以降は男性向けや中小企業向けのものなど社会情勢の変化に応じて今まで以上に増加することが見込まれることから、掲載発信のターゲットとなる市民（男性・女性、学生・社会人・主婦、共通の別も意識）や企業等それぞれが場面や目的に応じて必要なコンテンツにアクセスしやすくなるように、トップページを改修して各コンテンツに至る導線やレイアウトを改善する必要がある。

以上のことから、公募により広く事業者から、そのノウハウや特性を活かした業務の

実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札によるよりも本事業の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

これらの理由により、本事業にかかる契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06－6208－7655）

随意契約理由書

1 案件名称

クレオ大阪情報提供システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

本業務は、男女共同参画センター 5 館で実施している図書の貸出・管理等にかか
る「クレオ大阪情報提供システム」の運用保守を行うものである。

「クレオ大阪情報提供システム」については、富士テレコム株式会社により開発
されたパッケージシステムであり、設定変更及び保守においても、システムの各種
設定及び障害情報等の管理情報を保有するパッケージソフトの提供ベンダーであ
る富士テレコム株式会社のみが実施できるため、本事業者と契約する必要がある。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06－6208－9156）

随意契約理由書

1 案件名称

区役所附設会館等予約システムのインボイス対応改修業務委託（詳細設計、改修、テスト）

2 契約の相手方

富士テレコム株式会社

3 随意契約理由

当業務については、令和5年10月より導入される適格請求書等保存方式（以下、「インボイス制度」という。）に対応するため、インボイス制度が定める内容と現行システムの機能要件・帳票要件等を比較し、システム内容の改修にかかる詳細設計及びテストを行うものである。

この作業を正確かつ確実に行うためには、個々の機能や帳票の差異確認のほか、差異が生じることによる他機能への影響、加えて帳票への影響確認など業務のバックヤード的な部分も含め網羅的に実施していく必要があるため、システム全体の機能や業務フロー等をすべて詳細に理解したものでないと実施できない。

さらに、区役所附設会館等予約システムの各プログラム等の著作権については、開発元である富士テレコム株式会社に留保されている。

したがって、本業務内容を遂行できるのは、現行システムを開発し、現行システムの機能や業務フロー等のすべてを正確に把握している現行保守業者のみである。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局総務部施設担当（電話番号：06－6208－7327）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 大阪市女性のつながりサポート事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市男女共同参画のまち創生協会

3 随意契約理由

本件契約は困難・課題を抱える女性がどのような事情や困難を抱えていてその背景にある問題は何かということをもとに実施し、行政等の情報や支援等が届きにくい女性との接点をもつためのスキルやネットワークを活用することが要求されることから、その対応手法等については、契約の目的に相応するノウハウや経験等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札によるよりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。以上の理由から、本件契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課（電話番号：06-6208-9156）

随意契約理由書

1 案件名称

企業等の女性活躍推進に向けた認証及び啓発・支援事業業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人大阪労働協会

3 随意契約理由

女性活躍に向けた各企業等の課題は、社会情勢の変化に応じて変化するとともに、企業規模や組織体制、業種により多岐にわたり、企業等に対する啓発・勧奨、取組支援にあたっては、労働環境等に関する専門的見地を踏まえ、企業の実情や課題等を正確に把握・分析のうえ、企業ニーズに応じ最適な手法を選択する必要があることから、民間事業者の持つ高度の専門性とノウハウ、ネットワーク等を最大限に活かして実施する必要がある。

企業における女性の継続就労やキャリア形成の阻害要因は徐々に解消に向かっているが、育児や家事の負担は依然として女性に偏っており、女性活躍を進展させるためには、企業における男性社員の働き方見直しが必要であり、とりわけ育児・介護休業法に基づく出生時育児休業（産後パパ育休）の運用が本格的にスタートする来年度からは、男性中心の業種も視野に入れて、男性社員の育児休業取得促進も含めた職場環境整備等についての啓発や勧奨、制度周知を積極的に行う必要がある。

また、認証企業の件数は増えているものの、認証制度の認知度は依然として低く、今後も持続的に認証企業を増やしていくためには、仕事と家庭の両立や女性と密接に関連する商品・サービスを取り扱っていることなどにより、認証の取得が企業だけでなく認証制度自体の認知度向上にもつながることが期待できる企業に対する積極的な勧奨や、認証企業との連携により各企業の強みを生かした効果的な広報を実施する必要がある。そのため、公募により広く事業者から、そのノウハウや特性を活かした業務の実施手法の提案を受け、学識経験者等で構成する選定会議において事業の趣旨に照らして最も優れた提案を行った事業者を選定する方法が、競争入札によるよりも本事業の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものである。

以上の理由から、本事業にかかる契約は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06－6208－7655）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市住民基本台帳等事務システム標準化対応支援業務（令和５年度）

2 契約の相手方

I T b o o k 株式会社

3 随意契約理由

現行の住民基本台帳等事務システムを令和８年１月にガバメントクラウド上で稼働する標準準拠システムへの移行を計画している。

移行実施にむけて、令和４年度は「大阪市住民基本台帳等事務システム標準化対応支援業務」委託契約を総合評価入札により ITbook 株式会社と契約締結し（令和４年６月８日～令和５年３月３１日）、標準準拠システム移行への経費見積もり支援や業務見直し（ＢＰＲ）支援を得ることで「標準準拠システムへの移行業務」実施の調整を行っているところである。

標準準拠システム移行の本格実施に向けて、仕様内容及び実施に要する期間については、デジタル統括室との調整やシステムベンダからの情報提供に時間を要し、令和５年１月に決定した。

そのため、「標準準拠システムへの移行業務」は令和５年３月から総合評価入札を開始し、令和５年７月頃に契約締結予定であり、契約締結に至るまでの令和５年７月までの期間についても、継続的に標準化移行の業務内容の精査・業務見直し等の標準化移行支援が必要となった。

さらに、「標準準拠システムへの移行業務」契約締結後にデジタル統括室やデータ連携先の各システム等の関係者と円滑に調整を進めるため、標準準拠システムへの移行プロジェクト計画を策定し、支援業務委託業者と連携の上、令和５年９月までにプロジェクト運営の安定化を図る必要がある。

本支援業務を開始するためには実施体制、人員体制、計画作成やこれまでの支援内容及び移行計画を熟知し、各システム等の関係者との連携体制の確保を行うために概ね２ヶ月間を要し、支援業務開始は６月１日からとならざるを得ない。しかし、令和５年４月１日から９月末まで、これまでの支援内容を網羅した現行支援と同等の効果的かつ継続的な支援が必須となる。

これらのため、現在業務を委託している ITbook 株式会社以外は履行が困難である。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市戸籍情報システム保守業務委託

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

戸籍情報システムは、富士ゼロックスシステムサービス株式会社（現、富士フイルムシステムサービス株式会社）のパッケージソフトウェアを使用したシステムであり、他業者が当該システムの保守を手掛けるには、システムの使用許諾の問題はもとより、システム自体の解析から始めなければならないなど技術的にも非常に困難である。

このため、安全かつ確実に保守業務を行えるのは、当該システムの製造元である富士ゼロックスシステムサービス株式会社（現、富士フイルムシステムサービス株式会社）のみである。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

1 案件名称

社会課題解決に取り組む活動主体間の連携協働の促進業務（大阪市市民活動総合支援事業）

2 契約の相手方

株式会社コリアジャパンセンター

3 随意契約理由

本事業の目的を果たすためには、市民活動に関する専門的な知識や経験が必要である。そのうえで、多様な活動主体間の連携・協働を推し進めていくためには、「まちづくりセンター等」や「民間の中間支援組織」等と連携するとともに、市民活動団体や社会貢献活動に関心の強い企業などとの幅広いネットワークやコーディネート能力などが求められる。

また、今般、コロナ禍による行動制限は緩和されたものの、市民活動の現場では個別対応が求められるものもあり、それぞれの活動内容や状況によりその制限や対応は異なっている。また、制限により活動主体間がつながるきっかけが減少している。

さらに、つながりが生まれても、短期間では連携・協働へと発展させることが難しいことが多く、長期的な支援を視野にいれながら、伴走支援していくことが必要である。

以上の理由から、本件契約は、新たな課題への対応力や契約の目的に相応するノウハウ、経験、資力、信用等を有する者を選定して契約の相手方とすることが、競争入札よりも契約の目的を達成する上でより妥当であり、本市の施策の推進に寄与するものであるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局区政支援室地域力担当地域連携グループ（電話番号：06-6208-9787）

随意契約理由書

1 案件名称

戸籍情報システムソフトウェア使用許諾

2 契約の相手方

富士フイルムシステムサービス株式会社

3 随意契約理由

本パッケージソフトウェアの著作権については、富士ゼロックスシステムサービス株式会社（現、富士フイルムシステムサービス株式会社）が有している。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 11 条第 1 項第 1 号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06－4305－7345）

随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度 住民基本台帳等事務システム運用保守業務委託

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

住基等システムの各プログラム等の著作権については、一部が開発元であるエヌ・ティ・ティ・データ関西に留保されているため、同社が本業務を実施できる唯一の事業者となる。

以上の理由から、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号により同社と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

市民局総務部住民情報担当住民情報グループ（電話番号：06-4305-7345）

随意契約理由書

1 案件名称

しごと情報ひろば総合就労サポート事業

2 契約の相手方

株式会社東京リーガルマインド

3 随意契約理由

しごと情報ひろば総合就労サポート事業は、受注者が、「就職者数」を成果目標指標とした企画提案を行い、これに基づいて事業を行うこととなっており、この下限を設けた成果目標達成を実現する就労支援事業を実施するためには、高度なノウハウや応用力等を持った事業者を選定する必要がある。したがって、単なる価格競争ではなく、事業の内容・手法並びに成果の目標値について事業者から提案させ、学識経験者等で構成する選定会議において、提案内容により事業目的の達成のため最も適した事業者を選定し委託する方法が、最大限の事業効果を引き出せるものであり、契約の目的を達成する上で妥当であるため、公募型プロポーザルにより事業者選定を行うこととした。今回、契約を締結する相手方は、選定会議において選定された事業者であり、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

市民局ダイバーシティ推進室雇用女性活躍推進課（電話番号：06-6208-7351）

随意契約理由書

1 案件名称

消費生活相談の処理に関わる法律相談

2 契約の相手方

大阪弁護士会

3 随意契約理由

当該業務は、本市の相談員が受けた複雑高度化している消費者関連問題の様々な相談内容について、法的見解に基づいた助言を行うことから、特定商取引法や消費者契約法等の消費者保護に関連する法律や消費者紛争をめぐる判例動向・情報に精通し、消費者問題に関する訴訟や消費者と事業者との間のあっせんについての実績のある弁護士を確保しなければならない。また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

これらを確実に遂行するには、大阪を主要な活動地域としている 4000 名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に委託することがより妥当であり、当該事業者以外では履行が困難なものである。

以上の理由から、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により、大阪弁護士会と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

市民局 区政支援室 消費者センター（電話番号 06-6614-7523）

随意契約理由書

- 1 案件名称
大阪市法律相談業務委託

- 2 契約の相手方
大阪弁護士会

- 3 随意契約理由

本事業は、法律的な知識を要する専門的な内容の相談に応じられる体制を整えるため、法的専門知識を有する弁護士に依頼して、市民からの相談に対してアドバイスを行うものであり、その履行にあたっては、区役所での法律相談、ナイター法律相談、日曜法律相談の相談定例日に必要数の弁護士(のべ1,680人)を確保し、また、予定していた担当弁護士が急遽対応不可能になった場合の代替要員を手配するなどの不測の事態にも対応する必要がある。

これらを確実に遂行するには、大阪を主要な活動地域としている4,000名を超える弁護士が加入している大阪弁護士会に業務委託することが必要である。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、大阪弁護士会を相手方として特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- 5 担当部署
市民局区政支援室区行政制度担当（電話番号：06-6208-7324）